

# 地域の中の“貧民学校” (1)

## “Poor Children’s Schools in the Community” (1)

神津善三郎  
Zenzaburo Kōzu

### 目次

#### I 貧民学校 一緒論一

#### II 小学校経費支辨の問題

##### 1. 授業料か町村費か

(以上本号)

##### 2. 町村費は授業料の額を踰ゆるを得ず

##### 3. 授業料の問題

(以上次号)

##### 4. 町村分合と学区の問題

#### III 地域の中の貧民学校

### I 貧民学校 一緒論一

俗に貧民学校と賤称された学校が、公式に制度として認められたのは明治19(1886)年4月に制定された小学校令であった。この小学校令では、その第1條で「小学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス」とされていたが、その15條、第16條で

土地ノ情况ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学校ニ代用スルコトヲ得、但其経費ハ町村費ヲ以テ之ヲ支辨スベシ  
小学簡易科ノ教員ノ俸給ハ地方税ヲ以テ之ヲ補助スルコトヲ得

とされていた。これと同時に文部省は各府県に対して訓令(第1号)を發し、「小学簡易科要領」を次のように定めた。

小学簡易科ハ左ノ要領ニ依リ土地ノ情况ヲ考ヘ其ノ教則ヲ定ムベシ

### 〔小学簡易科要領〕

一、修業年限 三箇年以内タルベシ

一、学 科 読書作文習字算術

一、学 級 児童六十以下ノ場合ニ於テハ学級ヲ分ツコトヲ得ズ其他ハ尋常小学ニ準ス

一、授業時間 毎日二時ヨリ少カラズ三時ヨリ多カラズ、但算術ノ授業時間ハ総数ノ半以上タルベシ<sup>1)</sup>

これによって小学校は、それぞれ修業年限4年で、原則として生徒授業料・寄附金をもって辨ずる(小学校令第6条、第8条)尋常科、高等科に対して、その尋常科の代用として「土地ノ情况」によって、その経費を区町村費で支辨する(小学校令第15条)修業年限3か年以内の小学簡易科の設立が付けに認められたのである。もちろん授業料は無償であった。これを世間では「貧民学校」といった。

この小学簡易科(以下簡易小学とよぶ)の生みの親であり、ことの外その設置奨励に熱心であった初代文部大臣 森 有礼は、全国くまなく巡回し簡易小学の必要性を説いてまわった。明治20(1887)年九州を巡回し、授業料徴収の必要性を説く一方、「簡易科ノ事」について

然レドモ貧困ニシテ授業料ヲ支辨スルノ資力ナキ父兄数多アルニヨリ、為メニ簡易科ノ制ヲ設ケ町村費ヲ以テ其費用ヲ支辨セシムル事ニ定メタリ、是レ即チ町村ヲシテ其国家ニ対スル務ヲサシムルモノナリ、他ノ学校ニ於テハ省令ヲ以テ学科程度ヲ示シタレドモ、簡易科ニ至テハ授業時間ヲ三時以内ト定メ、学科ハ算術ヲ主トスル等唯其要旨ヲ示シ、其余ノ事ハ知事ノ権内

第 1 表 就学率（通学率と実質的就学率）

— 全国と長野県 —

（単位：％）

年次別	国・県別 就学率 男女別	全 国				長 野 県			
		就 学		率	通学率	就 学 率			実質的 就学率
		男	女	平 均		男	女	平 均	
1876		54.16	21.03	38.32	28.52	80.67	43.52	69.24	45.5
1877		55.97	22.48	39.88	27.93	80.36	37.11	60.15	45.6
1878		57.59	23.51	41.26	28.86	79.66	37.04	59.57	42.6
1879		58.21	22.59	41.16	28.28	82.20	38.57	61.94	39.1
1880（明13）年		58.72	21.91	41.06	28.26	81.25	34.81	59.86	38.2
1881（明14）年		57.93	23.38	41.31	28.29	72.19	35.02	57.36	37.2
1882		61.50	27.96	45.43	32.01	74.48	34.88	68.14	35.6
1883		63.55	30.01	47.41	33.42	76.93	39.79	71.51	35.8
1884		63.23	29.69	47.10	33.75	87.46	53.58	71.64	41.0
1885		65.54	31.82	49.36	30.52	85.23	49.61	71.60	37.0
1886		61.99	29.01	46.33	27.64	79.03	34.73	58.69	33.9
1887		60.31	28.26	45.00	27.04	76.83	37.62	58.46	32.3
1888		63.00	30.21	47.36	28.75	76.53	37.15	57.99	34.1
1889		64.28	30.45	48.18	30.73	75.90	35.47	56.84	36.7
1890（明23）年		65.14	31.13	48.93	31.24	79.22	37.83	59.66	40.6
1891		66.72	32.23	50.31	32.33	80.62	39.24	60.99	43.1
1892		68.24	33.61	51.99	32.44	82.44	41.67	63.05	
1893		71.61	37.80	55.75	34.96	76.45	40.42	59.31	
1894		74.00	41.12	58.67	36.74	85.22	47.77	67.42	
1895		76.65	43.87	61.24	39.95	86.59	47.75	68.09	44.1
1896		79.00	47.54	64.24	41.61	88.14	51.75	70.81	61.1
1897		80.67	50.86	66.65	43.99	89.41	54.99	72.97	53.8
1898		82.42	53.73	68.91	45.58	89.49	57.55	74.17	54.1
1899		85.06	59.04	72.52	48.77	91.35	62.53	77.43	57.7
1900（明33）年		90.55	71.90	81.67	59.15	95.66	79.41	87.77	77.5
1901		93.78	81.80	88.05	65.05	97.75	91.40	94.67	78.4

全国は文部省年報による。通学率は  $\frac{\text{日々出席生徒平均数}}{\text{学齢児童総数}} \times 100$

長野県は文部省年報と長野県教育史 別巻1により、実質就学率は  $\frac{\text{日々出席平均数}}{\text{学齢人員}-\text{卒業退学者}} \times 100$

ニ委任セリ、願フニ簡易科ノ学科タル或ハ簡ニ過クルノ観ナキニアラザレドモ、国民生計ノ度合今日ノ形勢ニテハ強テ完全ナル教育ヲ望ムベララズ、故ニ斟酌ノ權ヲ知事ニ与ヘテ土地ノ情況ニ適合セシム、人或ハ其学科ノ簡易ナルヲ見テ之ヲ輕視スルモノアルベシト雖モ是レハ大ナル謬見ナリ、元來國ハ人民ノ集合体ニ外ナラザルニ今全国児童ノ数多（凡ソ三分ノ二）ハ簡易科ニ就カザルヲ得ザルニヨリ、今後ノ日本帝國ハ簡易科ノ教育ヲ受ケル人ヨリ成立ツト云フモ不可ナキモノニシテ、此簡易科ハ國家全体ノ盛衰ニ関スル緊要物ナリ、決シテ輕忽ニ見做ス可カラズ、又他日強迫法ヲ行フノ時期來ルコトアルベシ、然ルトキハ專ラ此ノ種類ノ學校ニ関スベキモノアルニヨリ簡易科ノ教育ニ深く注意シテ其利益ノ實ヲ知ラシムル様ニ効驗ヲ現ハスヲ要ス<sup>2)</sup>

と、簡易科の必要性を説いている。続いて同年11月には和歌山県で

スル多数無学人民ヲ以テ全国ヲ成シ世界萬國ト競争センカ、独立ノ交際ヲ維持スル覺東ナキノ

ミナラス、或ハ社稷ヲ危クスルモ知ル可ラス、實ニ是レ國家安危ノ関スル所ナリ<sup>3)</sup>

と、郡区長常置委員と学校長に対し、簡易小学によって無就学者をなくすことこそ「社稷を危く」する國家安危に関わる重大な問題であると説いたのである。

明治19年といえ、一応資本の本源的蓄積も終わったとはいえ、明治14（1881）年の松方財政—デフレ政策以来の經濟不況が慢性化し、かてて加えて全国的なコレラの蔓延、地方によっては河川の氾濫洪水と冷害凶作によって國民經濟の窮乏化が進み、不況がピークに達していた時期であった。町村財政の窮乏と民力の凋衰、学事の衰退は、特に農山村地域に不就学の貧民児童の統出をみた。この学事衰退をのり切るには租税による区町村費の削減節約を強行し、一方では低度の小学校教育によって就学率の向上を図る策が必要であった。第1表をみれば、全国・長野県の就学率が、せっかく明治9年以来積みあげてきたものが、明治18、19、20年になって極度に衰退することを示している。これを實質的就学率・通学率でみるといっそう明らかである。

第2表 小学校等科別構成

年次別	等科別 実数・比率別 国・県別	小学校全体		簡易小学科		尋常小学科		高等小学科	
		実数	比率(%)	実数	比率(%)	実数	比率(%)	実数	比率(%)
1886(M19)年	全国	28,561	100.00	2,395	8.38	22,350	78.27	3,810	13.34
	長野県	773	100.00	284	37.73	442	57.17	47	6.0
1887(M20)年	全国	25,530	100.00	11,162	43.73	12,921	50.61	1,439	5.64
	長野県	750	100.00	255	34.0	444	59.2	51	6.8
1888(M21)年	全国	25,953	100.00	11,782	45.40	12,649	48.74	1,522	5.86
	長野県	746	100.00	246	32.97	483	64.74	17	2.2
1889(M22)年	全国	26,102	100.00	11,810	45.25	12,777	48.95	1,515	5.80
	長野県	719	100.00	245	34.07	474	65.92	17	2.3
1890(M23)年	全国	26,017	100.00	11,258	43.27	13,150	50.54	1,609	6.18
	長野県	703	100.00	204	29.01	482	68.56	17	2.4
1891(M24)年	全国	25,374	100.00	9,264	36.51	14,297	56.35	1,813	7.14
	長野県	684	100.00	183	26.75	484	70.76	17	2.4

(註) 全国は文部省年報より作成、長野県は明治20、23年は長野県教育史11巻の史料66、112により、その他は長野県統計書より作成。

このような経緯のなかで登場した簡易小学について、はやくも明治21(1888)年に森文部大臣は

然ルニ学校令発布以来殆ントニ年半ニ及ブモ簡易科ノ設置其数未ダ少クシテ大多数ノ不就学児童アリ、是レ必竟本大臣ノ不敏ナルニ帰スルモノニシテ天皇陛下及国家ニ対シテ恐縮ノ次第ナリ、敢テ望ム、此席ニ列セル諸君ハ簡易科ノ重要ナルコトヲ察シテ成ルベク速ニ計画ヲ為シ以テ小学校ノ精神ヲ貫徹スル事ニ尽力アラント

ヲ<sup>4)</sup>

と、その苦衷を切々と述べている。おそらく森は寒村僻地を多くかかえた奥羽六県こそ、簡易小学の設置がもっと多く進んでいたものと考えたのであろう。(第4表参照) それでは、その設置状況は、どうであったろうか。第2表は等科別(簡易小学科・尋常小学科・高等小学科別)に、その学校数と児童・生徒数を全国と長野県を比較対照してみたものが第2表と第3表である。

第3表 小学校等科別児童・生徒数

年次別	児童数	等科別 実数・比率 国県別 男女別	小 学 校 全 体				簡 易 小 学 科			
			実 数		比 率 (%)		実 数		比 率 (%)	
			男	女	男	女	男	女	男	女
1886年 (M19)	児童数	全 国	1,966,944	794,929	100.00	100.00	113,533	68,762	5.77	8.65
		長野県	69,989	24,918	100.00	100.00	—	—	—	—
1887年 (M20)	児童数	全 国	1,888,537	778,832	100.00	100.00	436,334	178,775	23.10	22.95
		長野県	67,212	27,117	100.00	100.00	7,614	3,858	11.32	14.22
1888年 (M21)	児童数	全 国	2,032,049	841,710	100.00	100.00	516,599	226,351	25.42	26.89
		長野県	60,940	20,247	100.00	100.00	7,363	2,523	12.08	12.46
1889年 (M22)	児童数	全 国	2,112,091	861,886	100.00	100.00	554,111	227,866	26.23	26.43
		長野県	62,490	20,796	100.00	100.00	6,499	2,514	10.40	12.08
1890年 (M23)	児童数	全 国	2,148,786	889,816	100.00	100.00	512,861	212,903	23.86	23.92
		長野県	66,975	24,789	100.00	100.00	5,193	2,416	7.75	9.74
1891年 (M24)	児童数	全 国	2,174,273	917,270	100.00	100.00	409,340	159,595	18.82	17.39
		長野県	66,081	25,567	100.00	100.00	4,650	1,949	7.09	7.62

年次別	児童数	等科別 実数・比率 国県別 男女別	尋 常 小 学 科				高 等 小 学 科			
			実 数		比 率 (%)		実 数		比 率 (%)	
			男	女	男	女	男	女	男	女
1886年 (M19)	児童数	全 国	1,775,640	710,540	90.27	89.38	77,771	15,627	3.95	1.96
		長野県	68,708	24,857	98.16	99.75	1,281	61	1.83	0.24
1887年 (M20)	児童数	全 国	1,337,888	577,570	70.84	74.15	114,312	22,487	6.05	2.88
		長野県	55,207	22,673	82.13	83.61	4,391	586	6.53	2.16
1888年 (M21)	児童数	全 国	1,371,087	584,374	67.47	69.42	144,363	30,985	7.10	3.68
		長野県	49,475	17,153	81.18	84.71	4,102	571	6.73	2.82
1889年 (M22)	児童数	全 国	1,394,193	599,227	66.01	69.52	163,787	34,793	7.75	4.03
		長野県	50,668	17,552	81.08	84.40	5,331	730	8.53	3.51
1890年 (M23)	児童数	全 国	1,447,743	636,927	67.37	71.57	188,182	39,986	8.75	4.49
		長野県	54,303	21,371	81.07	86.21	7,479	1,000	11.16	4.03
1891年 (M24)	児童数	全 国	1,554,129	711,109	71.47	77.52	210,804	46,566	9.69	5.07
		長野県	52,364	22,464	79.65	87.86	8,757	1,154	13.25	4.51

第2表に同じ。

第2表・第3表によれば、19年簡易小学の発足時においては

其ノ設置ノ計画ニ至リテハ各県趣ヲ異ニシ岐阜県ハ六百五十箇ノ多キニ達スルニ静岡県ハ僅ニ五箇ニ過ギズ又学校教授用具ノ準備如何ヲ察スレバ学事ノ進歩セル地方ハ十中六七ハ業己ニ之ヲ整備セリト云フト雖モ之ヲ概スルニ市邑ノ学校ヲ除クノ外ハ之ヲ闕クモノ多シ<sup>5)</sup>

と文部省年報がいうように、簡易小学設置の趣旨が必ずしも徹底せず、徹底したとしても設置の準備段階で机上のプランは出来ていても、学校とその教授用具の整備に手間どる府県が多かった。

20年の段階になって、ようやく準備が整ったのか、全国で小学校全等科に占める簡易小学の割合は約44%（尋常小学は50%）長野県は34%（尋常小学は59%）で、児童数の割合は全国で約23%（尋常小学は71%）、長野県は14%（尋常小学は82%）であった。いかに簡易小学が村落小学的な単級学校が多かったかが容易に理解できる。なお又第4表のように、地方（部）によって、その設置が偏在する弊はまぬがれなかった。その間の事情を文部省は

備段階で机上のプランは出来ていても、学校とその教授用具の整備に手間どる府県が多かった。20年の段階になって、ようやく準備が整ったのか、全国で小学校全等科に占める簡易小学の割合は約44%（尋常小学は50%）長野県は34%（尋常小学は59%）で、児童数の割合は全国で約23%（尋常小学は71%）、長野県は14%（尋常小学は82%）であった。いかに簡易小学が村落小学的な単級学校が多かったかが容易に理解できる。なお又第4表のように、地方（部）によって、その設置が偏在する弊はまぬがれなかった。その間の事情を文部省は

第4表 小学簡易科地方部別設置状況 — 長野県と新潟県の場合 —

地方別 実数・比 年別	第一 地 方 部						第二 地 方 部	
	第一地方部全体		長 野 県		新 潟 県		実 数	比 (%)
	実 数	比 (%)	実 数	比 (%)	実 数	比 (%)		
1886	27	1.13						
1887	608	5.45	255	34.00	267	33.24	1,087	9.74
1888	745	6.32	246	32.97	264	34.31	1,123	9.53
1889	705	5.97	245	34.07	270	35.23	1,449	12.27
1890	821	7.29	204	29.01	409	38.14	1,384	12.29
1891	747	8.05	183	26.75	404	39.42	1,252	13.52

地方別 実数・比 年別	第三 地 方 部		第四 地 方 部		第五 地 方 部	
	実 数	比 (%)	実 数	比 (%)	実 数	比 (%)
1886			315	13.15	714	29.81
1887	4,118	36.89	3,120	27.95	2,229	19.97
1888	4,453	37.80	3,209	27.24	2,252	19.11
1889	4,202	35.58	3,279	27.73	2,179	18.45
1890	4,074	36.19	2,880	25.58	2,099	18.65
1891	3,372	36.40	1,939	20.93	1,954	9.26

- (注) 第一地方部 東京、神奈川、新潟、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木、静岡、山梨、長野  
 第二地方部 北海道、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田  
 第三地方部 京都、大阪、兵庫、奈良、三重、愛知、滋賀、岐阜、福井、石川、富山、和歌山  
 第四地方部 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知  
 第五地方部 長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

下線は、1886(M19)より設置された県。

東京、埼玉、茨城、栃木、佐賀は、1887(M20)年にも設置されない。

文部省年報より作成。(日本近代教育百年史4を参考にした)

今岡山県ノ如キ簡易科ノ数甚々少ナキモノハ果シテ土地民力ノ度ニ適スル歟或ハ簡易科ノ設置未ダ足ラサル歟……又簡易科ノ多キモノ果シテ能ク土地民力ヲ量リタルモノ歟又ハ授業料徴収ノ困難ヨリ或ハ上下ノ姑息ニ出テタルモノナル歟<sup>6)</sup>

と、その判断に戸惑いをみせている。つづいて同報は、

簡易科ハ固ヨリ貧地ニ属スルモノナレドモ不潔ナル矮屋ヲ以テ其ノ教場ニ充ツベキモノニアラズ而ルニ山口県下ノ如キハ尋常小学校ト併置シテ其ノ陰闇不潔ナル教場ヲ以テ之ニ充テ（其ノ他ノ地方ニモ多カルベシ）一見シテ厭悪心ヲ生セシム故ニ入学スルモノ甚ダ少ク大概ハ門標ヲ掲クルニ止ルノミ……蓋シ簡易科ノ生徒ニ該当スルモノハ現今我国学齡児童中最モ多数ヲ占メ其児童ノ良否ハ他日国家ノ品位ニ大関係ヲ有スルモノナレバ管理者ハ貧児ヲ以テ之ヲ賤蔑セス宜シク懇切ニ之ヲ取扱ヒ其就学ヲシテ益々多カラシムベシ<sup>7)</sup>

と、特に尋常小学校と併置された簡易小学校が、“陰闇不潔”な教室をあてがわれている差別的な扱いを取りあげているが、これは拙著「教育衰史」の柳の組に学ぶ廓のおマメちゃん、芸妓置屋の地下っ子たちと、全く同じ差別的な扱いであった。ついに同年報は

小学簡易科ハ民間或ハ之ヲ貧民学校ト唱へ己レ自ラ授業料ヲ納メテ子弟ヲ尋常小学校ニ入ルコト能ハサルモノモ小学簡易科ニ入ル事ヲ潔ヨシトセス町村モ亦其ノ指定ヲ好マサル等ノ事情アル事府県ノ多ク報告スル所ナレバ小学簡易科ノ多カラザルハ或ハ是等ノ事情ニ因ルモノアラン然レトモ普通教育ノ目的ヲ達センニハ小学簡易科ヲ多ク設置セサルヘカラサルコト殆ト府県ノ与論ナルカ如クナレハ未タ今日ノ有様ヲ以テ其ノ施設ノ当否ヲ断スヘカラサルナリ<sup>8)</sup>

と、はやくも発足して一年にして「貧民学校」という悪評を買いながら、なおまだ簡易小学設置は

府県の与論であって、その設置の当否は断ずべきでないとしている。府県の与論とは府県当局の与論というべきか。町村の与論は、もっと現実をシビアにみていたのであろうか。貧しい町村財政を抱えた町村民の意識は、どこにあったのだろうか。単なる地域住民の見栄意識にあったというべきだろうか。

それでも統計数字上からは、明治21、22年には全国では若干簡易小学校数と児童・生徒数は増加しているが、長野県では早くも退潮のきざしが見え始め、23年には明らかに学校数、児童・生徒数ともに減少している。特に明治22年4月の町村制の実施にとまらぬ町村の大合併<sup>13)</sup>による一町村一学区の小学区画の改正は、不評的な簡易小学の存在に終止符を打つかの感があった。このようにわづか数年間という短い期間の簡易小学の消長は地域の就学にどのような影響を与えたであろうか。又此の時期に重なる町村の分離・統合にとまらぬ学区の改編が、危機にある町村財政と学事に、どのような影響を与えたであろうか。これらを出来得る限り地方新聞の記事と地方資料を追いながら明らかにするのが本稿の目的である。

そもそも「学制」実施当初から「貧民ノ子女ヲ学ニ就カシムルノ法」は、各府県にとって頭痛の種であった。早くも明治7年から文部省は各府県に「……就カシムルノ法」を報告させている。明治9年筑摩県は

僻陋陋巷ノ貧民ソノ学齡ニ<sup>また</sup>当リテモ空シクヨコニ従事スルヲ得ズ、羈衣蓬髮山野ニ奔走シ既ニ十歳前後或ハ子守ニ役シ或ハ客作ニ勞シ徒ニ就学ノ期ヲ誤リ遂ニ学事ヲ不問ニ借クラ以テ、特ニ県官ヲ派出シ勸奨説論ニ勉勵シ追々学校ニ入テ開明ノ化ニ浴セシメントス 学資受業料ノ如キハ富民ノ資金ヲ出スヲ以テ貧民ノコレヲ出スヲ免ジ、書籍ハ某校ヨリ貸給スル等ノ挙有リト雖モ、猶全ク旧習ヲ脱スルヲ得ス<sup>9)</sup>

と、文部省に報告している。学制第24章「貧人小学ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入学セシメン為ニ設ク其費用ハ富者ノ寄進金ヲ以テ是専ラ仁惠ノヨリ組立ルモノナリ仍テ仁惠学校トモ稱スヘシ」<sup>10)</sup>

は、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す」<sup>11)</sup> ためには不可欠の条件であり、国民皆学のための必須の条件であった。「村落小学」「夜学校」「小学教場」「小学簡易科」は、学制以来の貧民対策としての学校であり教場であったのである。

ところが明治12年9月学制が廃止され、自由教育令とよばれる「教育令」公布され、教育行財政、教育内容の自由化が一層強まるなかで、長野県では「教則」の面から、「簡易小学科」が計画された。この教則は明治12年12月8日から19日に至る間、各郡選出の教員代表48人と師範学校教員と県当局者が出席し、各議員によって論議されたのが「小学教則」成議案なるものであった。その第1条は

一小学教則ヲ分チテ第一第二ノ二種トシ第一教則ハ就学期ヲハケ年トシ第二教則ハ就学期ヲ六ケ年トス、若シ止ムヲ得ズシテ四ケ年ノ学期ヲ要スルモノハ第二教則第五級以下ノ課程ヲ践マシムルモノトシ之ヲ簡易小学科トス

但簡易小学科ヲ学フ者ハ第二教則第五級ヲ以テ第一級トシ其第十二級ヲ以テ第八級トス<sup>12)</sup>

と、教則の面から就学期間を8年とする第1教則、6年とする第2教則、さらに年限を4年とする簡易教則を定めて、これを簡易小学科とすることになった。この成議案は若干の修正が加えられ、明治13年1月末「県下公立小学ノ模範」として、「公立小学校教則」<sup>13)</sup>を文部省に伺出た。その後長野県は文部省との再三の折衝によって加除訂正が行われ、一応13年3月「模範教則」として各郡に達せられたのである。各郡は教育会議を開き、どの教則によるかを選択しなければならなかった。

この就学期間4年の教則による簡易小学科は、明治12年9月太政官布告の教育令(自由)の第16条

公立小学校ニ於テハ八箇年ヲ以テ学期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此学期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年ハ毎年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ<sup>14)</sup>

に依拠するものであった。この1年前11年10月長

野県は

当県管下公立小学校之義市街村落ヲ問ハス普通教則ヲ以テ開業伺置候処之ヲ二様ニ區別セサレハ実地ニ行レ難キ状況有之ニ付今般更ニ村落小学教則相選ヒ土地ニ応シ執行為致……<sup>15)</sup>

と、管内に「村落小学教則」を達した。村落小学は「学制」の中で「貧人小学」とならび「僻遠ノ村落農民ノミアリテ教化素ヨリ開ケサルノ地ニ於テ其教則ヲ少シク省略シテ教ルモノナリ」<sup>16)</sup>とされていた。この「村落小学教則」が、そのまま簡易小学科教則に通ずるものとはいえないが、学校設置の趣旨と教則からすれば、共通の課題があったとみることもできるし、そのこと自体が「貧民ノ子女ヲ学ニ就カシムルノ法」にもなったとみることができよう。従って12年「教育令」により、長野県に80校もあった村落小学は、そのままスムーズに簡易小学科に組み入れられていったとみることができよう。

明治14年以後の経済的不況は、ついに18、19年にはピークに達し、学事の衰退、就学率の急激な低下をみたことは、さきにみた通りであった。その挽回策として文部省(森文部大臣の発想)が考え出したのが「小学教場」の設置であった。明治18(1889)年11月文部省は達12号で「小学教場」の設置原則を次のように示した。

小学教場ハ小学校ヨリ簡易ナル教則ヲ以テ普通科ヲ教授スル所ニシテ左ノ情况アル場合ニ之ヲ設置スベキ儀ト心得ヘシ此皆相達候事

- 一、半日又ハ夜間ニ非サレバ就学スルコト能ハサル児童多数ナリト認ムル場合
- 一、授業料ヲ納ムルコト能ハサル児童多数ナリト認ムル場合
- 一、小学校ヲ設置スルニ資力不足ナリト認ムル場合<sup>17)</sup>

この達は明治18年8月の再改正教育令の第3条「小学校及小学教場ハ児童ニ普通ノ教育ヲ施スル所トス」に依拠している。

18年の長野県管内の学事の状況は

全管ノ教育ハ前年以來小学督業ヲ増置シ、小学校教員及授業生講習ノ度ヲ重ネ、且公私立教育會ノ數ヲ増シタル等ヲ以テ改良スル所尠カラス

八月教育令ヲ改正セラレ学務委員ヲ廃止シ、且小学教場ヲ設置セントスル等ヨリ民心稍疑團ヲ懷クノ際、土地ニ賦課スル町村費ノ制限ヲ立テラレ且ツ授業料ノ徴収ヲ要セラレタルヨリ、一時其主意ヲ誤認シテ、教育ノ衰頽ヲ憂慮セシモノナキニ非ス、然リト雖漸次其惑ヲ解クヲ得タリ

従来ノ貸預方ハ其元金ハ寄附人ニ預ケ置ク等、概ネ信用貸ノミ多ク、連年不景氣ノ為メ漸次貸倒ヲ生シタルヲ以テ、県庁於テハ更ニ学資金ノ調査ヲ達シ、確實ノ貸預方法ニ改良センヲ以テ其倒金ハ棄損ニ属セリ<sup>18)</sup>

町村費の土地割を地租の七分の一に制限されたことによって町村財政は縮減を余儀なくされ、小学維持の資金である積金利子、寄附金は貸倒れが生ずる仕未で、教育費の窮乏は目にあまる状況であった。

このような状況のなかで、長野県下高井郡長市川量造は小学教場設置を翌19年3月村長の具申書を添えて県令に具申している。その村長の具申書には、

昨明治18年本県甲第百三拾五号ヲ以テ小学区画御改定相成本村ハ下高井郡第六番学区ニシテ須ヶ川ヘ壹個ノ派出所御指示之処須ヶ川組ノ儀ハ本県下ニ聞ヘ有山間僻土殊ニ田地寡ク畑地多ク戸數貳百五拾五戸人口千五百余人学齡兒童貳百六拾八人ノ内就学生徒五拾四人窮民九分ニテ日々活計モ無覚束其慘状見ルニ忍ヒサル者多ク到底授業料等出金ナン得ヘカラサル情況ニ有之御指示ノ通派出所ヲ置キ学区普通ノ学費出金ナス不能依之特別ノ御詮議ヲ以テ小学教場ニ御指定相成度此段具申候也<sup>19)</sup>

とある。郡長市川量造は

同村ハ正面ヨリ見ルトキハ稍一村ノ姿ヲナスト雖モ其実人情風俗異ニシテ貧富霄壤ノ差ナシ…到底同一ノ学資ヲ賦課難到強テ一定ノ教育ヲ施

サントスルモ授業料ノ出金無覚束十中八九ハ半日又ハ夜間ニ非ラサレハ就学スル不能ノモノト視認候條此段添テ具申候也<sup>20)</sup>

と、村長の具申書に添えて県令に上申している。このような地域の状況は下高井郡内一村のみの問題でなく、山間僻地の多い長野県の一般的状況であった。

「小学教場」の設置が、どのように進められたかを示す史料は乏しいが、文部省が小学教場に相当な力こぶを入れたことは事実である。下高井郡長市川量造が小学教場設置を上申したのが19年3月であったが、同年4月10日には「小学校令」(勅令第14号)が制定され、小学教場の精神はそのまま小学校令の中の小学簡易科に生かされていくのである。言わば、小学教場は幻の教場であったが、小学簡易科として実を結ぶことになるのである。

小学簡易科は俗に「貧民学校」といわれたが、ここに小学教場・小学簡易科が、ともに「貧民学校」として公式文書に記載されている例がある。「岩手県教育史資料 第十四集」をみると、資料目録の教育行政および財政の項に

#### 補助金・貧民学校

- 三・五 東中北閉伊郡貧民学校補助金払出  
〔金三拾門馬学校 同、吉田学校 同、……合計金三百九拾円〕 乙二
- 三・一三 貧民学校補助金〔金拾五円〕 同、…… 乙三
- 四・一三 南北九戸郡貧民学校補助金払出〔杉下学校、日向学校(以下14校)合計金四百五拾円〕 乙六
- 六・四 南北九戸郡貧民学校補助金払出……
- 一・一四 東中北閉郡及南北戸郡貧民学校補助金払出 乙十三<sup>21)</sup>

と銘記されている。19年4月10日小学校令の制定前後に「貧民学校補助金」が払出されている。全国的には小学教場は幻の教場で終わったが、岩手県では、明らかに多額の補助金を支出しているのである。そして小学校令制定後3日にして貧民学校補助金が払出されている。岩手県では、明らかに小学教場・小学簡易科を貧民学校として位置付け



ていたものであり、又公式に貧民学校と称していたのである。岩手県を含む東北6県の第2地方部は思ったより小学簡易科の設置が少ない地方部であるが、それでも長野県を含む第1地方部より多いのである。(第4表参照) 各府県別等科別(簡易小・尋常小別)設置状況と児童は後に詳しく述べるとして、簡易小学科の方が尋常小学科よりも、より多く設置された府県は、全国で22県もあり、簡易小学1万1千755校に対して尋常小学科1万2千294校で、誠に不均衡・多種多様な設置状況であったのである。

このようにして登場してきた「小学教場」「小学簡易科」は、明治23年10月の小学校令の改正とともに、その名は消えた。然しながら改正された小学校令第8条に

尋常小学校ノ修業年限ハ三箇年又ハ四箇年トシ  
高等小学校ノ修業年限ハ二箇年三箇年又ハ四箇  
年トス<sup>22)</sup>

とされ、簡易小学は一応廃止されたが、尋常小学校の修業年限は3箇年又は4箇年となり、事実上、三箇年の尋常小学課程として、簡易小学は残されたとみることができよう。しかし一方では、授業料無償と簡易な教育内容という、いわゆる貧民学校的な要素は払拭されたとみることができようかと疑問が残るところである。第二次小学校令の調査立案にあたった江木千之は

此の簡易科に於ては(尋常小学校に反し)授業料を徴収せざるの制にして、之を納め得べき資力あるものに就ても、猶之を徴収せざるが故に、地方の人心に慚らざる所あり。其種之を唱えて貧民学校と為し、大に其施設を忌避するに至れり、其然るが故に、本省に於て務めて之が施設を奨励誘導したりと雖、遂に好結果を見ること能はざりしなり。<sup>23)</sup>

と簡易小学の失敗を明らかに認めた上で、

今本案に於ては、此簡易科を廃して、尋常小学校の教科目を加除するの便を設け、其修業年限

を分つて三年四年の二種となし、以て土地適當の学校を設立せしめ、授業料を納め得べきものと納め得ざるものとの別なく、皆之に入学することを得せしめんと欲す。畢竟現行簡易科の名と実とを捨て、其利を存するものなり。<sup>24)</sup>

と述べているように、貧民学校と不評をこうむった簡易小学が「名と実を捨て其利を存するもの」として、三年制課程の尋常小学として、衣替えをしたものであると、江木は言明しているのである。然し三年制課程の尋常小学が、江木の期待する程全国に普及したであろうか。

第5表を、第4表と比較してみると、各地方部ともに簡易小学の設置に対して三年制課程が著しく減少している。簡易科不評判の後遺症が、いかに大きいかわかる。比較的尋常小学に比して簡易小学の割合が高かった第3、第4、第5地方部は、三年制課程の設置率(尋小に対する)が4%台から6%台に激減している。なかでも第1地方部に属する新潟県と長野県を比較してみると、簡易小学の設置率において、ともに30%台を示しているが、三年制課程の設置率が著しく減少している。このように三年制課程の尋常小学も簡易小学と同じように、またそれ以上に蔑視された感があったが、なお、止むに止まれず簡易小の存続すなわち三年制課程の設置を願う地域もあったとみることができよう。

明治24年11月、文部省は「学級編制等に関する規則」(省令12号)を定め、その第9条で

尋常小学校ニ於テハ左ノ場合ニハ全国ノ児童ヲ  
二部ニ区分シ其一部ノ教授アル後他ノ一部ヲ教  
授スルコトヲ<sup>25)</sup>

という「二部教授制」は、学校財政緊縮の上からも、四年制課程、三年制課程の就学奨励からも、必要な措置であった。この旨趣を、さらに徹底したのが、明治27年1月の文部省訓令第1号であった。

一、小学校ノ校舍狭隘ナルカ為ニ学齡児童就学  
ノ便ヲ欠クモ市町村ニ於テ更ニ設備シナスノ  
負担ニ堪ヘサル場合ニ於テハ明治二十四年文

第5表 尋常小学校三年制・四年制課程別、地方別実数と比率

附 長野県と新潟県

年別	地方部別 " 課程別 実数・比	第一地方部						第二地方部	
		第一地方部全体		長野県		新潟県		"	
		三年制	四年制	三年制	四年制	三年制	四年制	三年制	四年制
1895年 (M28)	実数	334 × 1	4,440 × 824	16	413 × 86	298	722 × 10	347 × 1	2,316 × 322
	比(%)	7.52		3.87		41.27		14.98	
1896年 (M29)	実数	361 × 6	4,340 × 917	19	401 × 95	記ナシ	723 × 34	279	2,316 × 380
	比(%)	8.31		4.73				12.04	
1897年 (M30)	実数	258	4,316 × 1,040	18	379 × 116	231	744 × 57	263 × 1	2,277 × 445
	比(%)	5.97		4.74		31.04		11.55	
1898年 (M31)	実数	170	4,328 × 1,121	13	365 × 137	152	803 × 72	193	2,294 × 503
	比(%)	3.92		3.56		18.92		8.41	
1899年 (M32)	実数	119	4,272 × 1,212	13	345 × 150	101	829 × 90	131	2,351 × 551
	比(%)	2.78		3.76		12.18		5.57	

年別	地方部別 " 課程別 実数・比	第三地方部		第四地方部		第五地方部		全国総計	
		"		"		"		"	
		三年制	四年制	三年制	四年制	三年制	四年制	三年制	四年制
1895年 (M28)	実数	500 × 1	5,114 × 417	643 × 1	3,141 × 249	370	2,695 × 68	2,197 × 4	19,586 × 1,976
	比(%)	9.77		20.47		13.72		11.21	
1896年 (M29)	実数	431 × 3	5,117 × 497	510	3,216 × 285	343	2,668 × 92	1,933 × 9	19,822 × 2,300
	比(%)	8.42		15.85		12.85		9.75	
1897年 (M30)	実数	335	5,048 × 568	361	3,290 × 329	294	2,675 × 113	1,512 × 1	20,099 × 2,668
	比(%)	6.63		10.97		10.99		7.52	
1898年 (M31)	実数	253	4,965 × 625	235	3,375 × 408	220	2,695 × 133	1,071	17,657 × 2,990
	比(%)	5.09		6.96		8.16		6.06	
1899年 (M32)	実数	189	4,942 × 678	165	3,399 × 474	185	2,698 × 157	789 × 1	17,662 × 3,312
	比(%)	3.82		4.85		6.85		4.46	

(注) 本表中×印は、尋常高等併置小学校ニ係ルモノヲ分割掲載したモノ。  
文部省年報より作成。

部省令第十二号第九條ノ旨趣ヲ適用シ全校又ハ某級ノ児童ヲ二部ニ区分シテ教授スル方法ニ依ラシムルノ注意ヲ怠ラサルヘシ

二、貧窮又ハ其ノ他ノ事情ノ為ニニ小学校令ノ規定ニ依リ就学ノ免除ヲ得タル児童ニシテ夜間日曜日又ハ便宜ノ日時ニ於テ近易ナル方法ニ依リ相当ノ教ヲ受ケタル者ニハ其ノ望ニ依リ尋常小学校ニ於テ試験ノ上其ノ課程ニ照シ相当ノ証明書又ハ卒業証書ヲ与ヘシムルノ方法ヲ設クルハ道府県ノ便宜タルヘシ<sup>26)</sup>

この訓令によって、当時各地域にあった「子守学校」の子供たちに免状が与えられたことは、拙著「教育哀史」に述べたところである。

このような一連の小学校教育の普及、就学督励の方策は、明治26年3月文部大臣に就任した井上毅の立案によるところが大きい。井上は就任して間もなく大日本教育会に臨んで就学督励の策として、

第一ニ教育ノ普及セサルハ国民生活ノ度低クシテ、町村ノ教育ニ用フル資本足ラサルニ原因ス……国家又ハ地方経済ノ許ス限り補足ノ道ヲ講セサルヘカラスト信ス

第二ニ市村経済ノ許ス限り将来ニ授業料ヲ減スル事

第三ニ女子ノ就学男子ニ比シテ極メテ少ク……女子ノ就学ヲ奨励スル為ニニ小学校ニ裁縫科ヲ加フル……

第四ニ慈恵ノ目的ヲ出テタル貧民教育ノ有志者ヲ助ケテ、夜学校或ハ半日学校或ハ日曜学校ノ類ヲ誘導シ、規則ノ内外ニ之ヲ保護スルコト必要ナリト信ス

第五ニ凡テ教育界ノ風儀ヲ匡正シテ奢侈華麗ノ風ヲ抑へ、児童ノ教育ノ為ニ父兄ノ困難ヲ感センメサルヤウニ、費用ノ少キヲ期セサルヘラス

第六ニ教科書ヲ低廉ニスル<sup>27)</sup>

この演説が伏線となって、さきの訓令第1号となったことは明らかである。これと同じ項、井上は「小学校令改正議」を

一尋常小学校ノ修業年限ヲ三箇年トシ、教科ノ程度ヲ一層簡易ニスルコト

二尋常小学校ノ授業料ヲ徴収スルト否トハ市町村ノ随意ト為スコト<sup>28)</sup>

と、自らまとめて「右ニ付各位ノ所見如何」と文部省内意見を徴したといわれる。これからみても井上は、初代文部大臣森が計画実施した簡易小学（貧民教育）の構想を持ち、修業年限3か年の尋常小学の普及を意図していたものといえる。

このように井上は、先輩森文相の衣鉢を受けつぎ、その経済主義・合理主義に基づき、貧民のための就学督励方策など、種々の方策を考え出したのであるが、明治17、8年以來の不況が慢性化して、20年代になっても快復の兆しは一向にみえず、民力の凋衰・農村の窮乏が極度に達していた時「教育ノ普及セザルハ国民生活ノ度尚低クシテ……町村ノ教育ニ用フル資本足ラサルニ原因ス……此ノ一大厚因ハ国家経済ト密着ノ関係ヲ有スルモノニシテ急速ニ療治シ得ヘカラサル至難ノ問題ナレトモ国家又ハ地方経済ノ事情ヲ許ス限り、補足ノ道ヲ講セサルヘカラスト信ス<sup>29)</sup>」という認識に基づいて「小学校教育費国庫補助」の推進に力を注ぐ一方、小学校を中途退学した青少年の補習教育に全力を尽した功績は大きい。しかし、修業年限を短縮し、学科の程度を簡易にし、授業料徴収は市町村の自由にしようとした小学校教育の政策は、井上に限らず、しばしばみられた「民度民情に応じた」「貧民ノ子女ヲ学ニ就カシムル法」として当然のことであった。上からの教育普及政策～就学督励政策～と人民の貧困とのせめぎあいの歴史が、わが国の教育近代化の過程に生れた「貧民教育」の歴史でもあったのである。

第5表でみたように、三年制課程の尋常小学校が、森の構想・実施した簡易小学と同じような運命を辿らざるを得なくなり、明治32(1889)年には全国でわずか128校にすぎず、長野県でも13校にすぎなかった。然しわずかでも三年制の尋常小学校が残されていたということは、それなりの「地方の情況」によるものであったといえるであろう。なかには特に未解放部落の、一般普通の学校とは別の「部落教場」的な学校もあった。長野県北佐久郡の「維善学校」は、その代表的なものであった。

維善学校は明治15年に荒堀学校と改称され、18年には加増派出所となり、19年には加増簡易小学校となった部落民だけの学校であった。これが22年の全県学区改正と23年の小学校令改正によって、北大井尋常小学校の「加増分教場」となるのだが、簡易小時代にも受けた差別的な扱いは目にあまるものがあり、分教場になっても、その差別的扱いと低位な学習条件は、三年制課程になっても存続したものとみることができよう。このような例は他県にも多くあったと聞かすが、三年制課程が、身分上性別上差別された貧民が学ぶ課程として、実際に運用されていたであろうことは容易に推測できる。

「貧民ノ子女ヲ学ニ就カシムノ法」は、学制期以来およそ30年間、文部省及府県当局の懸案事項であった。貧民子弟の就学免除・猶予にはじまり、授業料免除・減額等の措置がとられ、一方制度的には「夜学校」「小学教場」「小学簡易科」「半日小学校」「冬期科(季節)」「尋常小学校特別学級」「子守学校」「工場内特別教授」など様々な変則的な小学校が、日本近代化の過程に生れたのである。追いつき追い越せの上からの文教政策と人民の貧困とのせめぎあいの歴史の陰に「あだ花」のごとく存在したのが「貧民学校」であったのである。

## 注

- 1) 明治以降教育制度発達史 第3巻 42頁
- 2) 森 有礼全集 第1巻 500頁
- 3) 前掲書 582頁
- 4) 前掲書 657頁
- 5) 文部省第14年報 19頁
- 6)～7) 文部省第15年報 88～89頁
- 8) 前掲年報 30～31頁
- 9) 文部省第2年報 筑摩県年報
- 10)～11) 明治以降教育制度発達史  
第1巻 283頁、277頁
- 12) 長野県教育史 第10巻  
史料編4ノ276 362頁
- 13) 前掲書 史料編4ノ45 45頁
- 14) 明治以降教育制度発達史 第2巻 161頁
- 15) 長野県教育史 第9巻 史料編3ノ331 272頁

- 16) 明治以降教育制度発達史 第1巻 283頁
- 17) 前掲書 第2巻 276頁
- 18) 文部省第13年報 長野県年報 222頁、226頁
- 19)～20) 長野県教育史 第10巻  
史料編4ノ305 474頁
- 21) 岩手県教育史資料 第14条 16頁 乙  
岩手県公文類纂教育補助費 明治19年 学務部
- 22) 明治以降教育制度発達史 第3巻 57頁
- 23)～24) 「江木千之翁経歴談」上 101頁  
倉沢 剛氏「小学校の歴史Ⅱ」より引用
- 25)～26) 明治以降教育制度発達史 第3巻  
109頁、142頁
- 27) 大日本教育会雑誌 第131号 明治26.8.25発行
- 28) 井上家所蔵文書  
倉沢 剛氏「小学校の歴史Ⅱ」より 650頁
- 29) 大日本教育会雑誌 第131号

## Ⅱ 小学校経費支辯の問題

### 1. 授業料か町村費か

時の元老院において、中央画一政策を是とする督励干渉主義と地方分任主義を是とする自由無干渉の立場から、白熱した論議をよんだ「教育令」の再改正案は可決され、ついに明治18(1885)年8月12日大政官布告第23号をもって公布された。その再改正案の提案理由を時の文部大書記官辻新次は

現行教育令ハ明治十三年十二月ニ於テ発布セン以来、幾多ノ実験ヲ経テ利害得出ノ存ル所ヲ究メ、遂ニ之ヲ改正セサルヲ得サル至レリ、且ヤ教育ハ必ス国力ト並行セシムルヲ要ス、然ルニ現今ニ於ル教育ノ状況タル、稍ヤ国力ト相協ハサル有リ、是亦改正ヲ要スル一ノ因由ナリ、今ヤ民間ノ窮乏ヲ救ハント欲セハ、地方ノ経費ヲ減スルヲ要シ、地方ノ経費ヲ減セント欲セハ、町村ノ経費ヲ減スルヲ要ス、児童ニ施ス八年間ノ普通教育ハ人民ノ義務ニ帰セシムルモ、普通教育ノ外ハ其負担ニ属セス、普通教育ト雖モ宜ク簡易ノ方法ヲ要ヒ、多費ヲ要セシメスシテ人

民に便スヘキモノナリ、因テ本案ハ学校ノ外更ニ教場ナルモノヲ設ケ、必スシモ学校ノ如ク正課ヲ踐マサルモ業ヲ受ルヲ得セシム、又費用ノ節減ニ関シテハ学務委員ヲ廃セントス、之ヲ要スルニ今回ノ改正ハ、教科ヲ簡易ニシテ経費ヲ軽減スルニ外ナラス、又思フニ教育ノ骨子ハ教員ト教則トノ善美ヲ尽スニ在リ、故ニ深く此点ニ注意シ教員ノ資格ヲ定メ、及ヒ教則ノ適否ヲ選フハ、文部郷地方長官ノ権内ニ属セシメ、而シテ現行法中ノ不用ト認メ、或ハ法律ニ明掲スルヲ要セスト認ムル件項ハ本案ニハ之ヲ削除ス、又本案ノ急施ヲ要スル所以ハ、目下会計年度ノ改換ニ際スレハ、本年度ヨリ本案ヲ実施セント欲スルニアリ、各官請フ此旨ヲ領シテ速ニ議定センコトヲ<sup>1)</sup>

と示した。このことは、明治12、3年の教育令期に「自由教育ト督促教育ト、孰カ今日適切ナリヤ」の論議がなされ、長野県では13年3月「模範教則」を県教育会議において決定し、教則の面から就学期間を8年とする第1教則と、6年とする第2教則の外、年限を4年とする簡易な教則を定めて、これを簡易小学科することを決定した経緯と似通っている。然し18、9年時における事態は深刻で、教育衰頹は、就学督責の緩和・人民の学校への不信・教則の不適當などだけによるものでなく、重税に喘ぐ国民ニ農民の貧困そのもの問題であった。従って18年8月再改正教育令が公布されて、数日後大政官布告25号をもって「土地ニ賦課スル区町村費ハ明治十九年度ヨリ地租七分ノ一ヲ超過スルヲ得ス」が公布された意義は大きい。

18年時の各府県管内学事の状況は、さきにもみたごとく長野県は小学維持の資金に苦心し、隣県新潟はその学事衰頹の様相を

唯奈何セン年来民間経済ノ困弊ニ加フルニ本年ノ水害ヲ以テシ、物価愈々低落、金融愈々壅塞、商売産ヲ倒シ往々飢餓ニ迫ルモノアリ、議會ノ区町村費ヲ評決スルヤニ減殺ヲ務メ、復深く事業ノ興廃ヲ慮ルニ違アラズ、況ンヤ区町村費課賦法制限ノ発令アルヲヤ、是ヲ以テ区町村費ハ頓ニ其額ヲ減シ、積金利子停滞ノモノ多シ、町村ノ学事萎靡不振ノ悲運ニ遭遇シ、成規例格

モ動モスレバ輻輳ノ患ナキニアラス、是レ管内事ノ現在ナリ<sup>2)</sup>

と報告し、さらに教育費を議する状況やその削減について

区町村会教育費議事ノ状況ハ、之ヲ概スルニ物価下落ヲ逐フテ甚シク、加之本年初夏ノ候、霖雨連旬、到处水害ヲ被ラザル者殆ト稀ナリ、故ニ其経費ヲ議スルニ方リテヤ、議會ハ常ニ減殺ヲ試ミ、甚シキニ至リテハ学校ヲ閉チン事ヲ主張スルカ如キ者ナキニアラス、然トモ前年報ニ述ヘタル如ク、議案ノ教育費ニ係ル者ハ、先ツ郡区長ヲシテ之ヲ審査セシメ、其ノ規模ヲ動スカ如キ者ニ至リテ、豫メ本庁ノ認可ヲ受シメタルヲ以テ、幸ニ此等ノ弊害ナキヲ得タリ<sup>3)</sup>

と文部省に報告している程である。区町村費の土地割は19年から地租の七分の一以内に制限され、一応土地税という重い課税から、塗炭の苦しみに喘ぐ農民を救済する策が実現するのだが、そのためには区町村費の緊縮・節減が緊急の課題であった。区町村費の削減は町村教育費の大幅な節減を意味した。その不足分は積金利子と生徒の授業料で補なわねばならなかった。然しその積金利子も

従来ノ貸預方ハ其元金ハ寄附人ニ預ケ置ク等、概ネ信用貸ノミ多ク、連年不景氣ノ為メ漸次貸倒ヲ生シタルヲ以テ、県庁ニ於テハ更ニ学資金ノ調査ヲ達シ、確實ノ貸預方法ニ改良センヲ以テ、其倒金ハ棄損ニ属セリ<sup>4)</sup>

という状態であり、積金利子が底をつく状態であれば、残るは授業料に頼らざるを得なくなるのは当然のことであった。

それまでは、市町村の学校教育費は「学区内協議集金」<sup>5)</sup>によって運営されていた。「区内協議集金 戸数割・地価割・学齢割・何々割、生徒授業料但、老人ニ付1ヶ月金何銭当ノ積リハ別枠」<sup>6)</sup>として定められていた。「授業料ノ如キモ亦学校ノ適宜ニ任スルヲ以テ到底其幾分ヲ補助スルニ過キサルノミ」が、小学校維持方法として守られてきた。しかし、今やその段階ではなく、学区内協議

集金が、経済不況・金融の逼迫・物価の下落によって、住民の肩に直接重くのしかかっている時、授業料の問題は重要な問題となってきた。ついに文部省は、大政官布告25号(地租七分ノ一ヲ超過するを得ず)が公布されて数日後(8月19日)

自今町村立学校ニ於テ授業料ヲ徴収セシムヘキモノトス其ノ額及徴収ノ方法等ハ府県知事県令ニ於テ其ノ程度ヲ取調ヘ当省ヘ向出ヘシ此旨相達候事<sup>7)</sup>

と達したのである。

時恰も、長野県は「小学区画並校数配置方等改正」<sup>8)</sup>を審議していた。17、8年と続く慢性的経済不況対策として、学区域を拡大し、行政区域との一致を図り、町村費の節減を計画する目的をもつものであった。18年12月19日県は甲第135号をもって「小学区画改正」を布達した。(19年4月1日より実施)。それによると

一学資金ノ年額ヲ算出センハ学区内ノ校数ニ応シ高中初等科ヲ具備セン学校ハ金四百円、中初等科ヲ具備セン学校ハ金貳百円、初等科ノ学校ハ金百円、派出所ハ壹ヶ所金三拾円トシ之レニ学区内ノ戸数ニ金壹円ヲ乗シタル金額 $\frac{\text{戸数} \times \text{円} = \text{付}}{\text{人} = \text{対スレバ}}$ トシ $\frac{\text{円} \times \text{十} = \text{付}}{\text{人} = \text{対スレバ}}$ トシテ此全管総額左ノ如シ

金三拾貳万八千貳百五拾四円 全管学資金総額<sup>9)</sup>

と全管学資金の総額とその積算方法を示し、次に収入金額の積算を

一収入ノ金額ハ地価割 戸別割 営業割 授業料ノ四目ヨリ収入スルモノトシ各学区毎ニ其經濟ヲ算出センモノニシテ此総額及ヒ積算法左ノ如シ

金三拾五万五百七拾六円 収入ノ総額<sup>10)</sup>

を示し、続いてその内訳を例示して、特に地価割額金六万九千六百五拾六円として「但地価金百円ニ付金十八銭ヲ課スルモノトス 則チ地租七分ノ一ノ半数ヲ教育費ニ充ツルノ積算ナリ」<sup>11)</sup>とし、次に戸別割額、営業割額の積算方法を示し、最後授

業料額四万七千九百八拾貳円として

但就額生徒ノ数ハ学齡人員ノ半数就学スヘキモノト見做シ此数七万六千六百三拾七人 壹人ニ付平均壹ヶ月金五銭年分金六拾銭ヲ収入スルノ積算<sup>12)</sup>

と示している。これに基づき各郡の「小学区画並校数配置表」を例示している。小県郡学学区と式学区の例を示すと、地価額・戸数額・営業戸数・授業料ヲ納ムル数、をそれぞれ示しているが、地価・戸数は県の示した積算額と同額か幾分低い額におさえているが、営業戸数は相当額上回っている。授業料は県の積算標準額と全く同額を示している。はたして各郡の各学区が、県の示した積算標準額通りに実施されたかは、大いに疑問のある所である。

この県の積算標準額が示されたのが18年12月19日であったが、翌年の1月12日には、早くも県は「小学校授業料徴収」について

明治十九年四月以降町村立小学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スヘキモノトス 其額ハ生徒一人一ヶ月金壹銭以上三拾銭以下ニ就キ戸長ニ於テ各校適宜相定メ郡役所ヲ經テ本県ヘ届出ソヘシ 此旨相達候事<sup>13)</sup>

と乙16号をもって達している。県がこの乙16号を達して間もなく、同19年4月勅令をもって「小学校令」が制定された。県の授業料達しが、この小学校令を前提として或は予測して管内に達せられたものかどうかかわからないが、18年12月の「小学区画並校数配置方等改正」による積算標準によるとみた方が自然であろう。それにしても「壹人ニ付キ平均壹ヶ月金五銭年分金六拾銭」と「生徒一人一ヶ月金壹銭以上三拾銭以上」とは、あまりに大きくかけ離れすぎている。

さて、勅令第14号「小学校令」は

第六條 父母後見人等ハ小学校ノ經費ニ充ツル為メ其児童ノ授業料ヲ支辨スヘキモノトス其金額ハ府知事県令ノ定ムル所ニ依ル

第七條 寄附金其ノ他収入金アリテ小学校ノ

経費ニ供スルトキハ其収入及支出ノ方法ハ府知事県令ノ定ムル所ニ依ル

第八條 授業料及寄附金等ヲ以テ小学校ノ経費ヲ辨シ能ハサル場合ニ於テハ区町村会ノ議決ニ依リ区町村費ヨリ其不足ヲ補フコトヲ得

第十五條 土地ノ情況ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学科ニ代用スルコトヲ得但其経費ハ区町村費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第十六條 小学簡易科教員ノ俸給ハ地方税ヲ以テ之ヲ補助スルコトヲ得<sup>14)</sup>

と、父母後見人等の授業料支辨の原則すなわち受益者負担の原則と授業料寄附金をもって小学校経費を支辨できない場合は、区町村費がその不足を補うことができると規定した。そして尋常小学科に代用する小学簡易科は授業料はとらず区町村費をもって支辨し、簡易科教員の俸給は地方税をもって補助することができるとした。すなわち簡易小学は森の言葉をかりれば、「税金ヲ以テ設立スヘキ学校」<sup>15)</sup>であった。なお、明治13年12月の改正教育令及び18年8月の再改正教育令では、受益者負担の原則として授業料負担には一切ふれていなかった。学制の受益者負担の原則は生きていたのだろうか。それが再改正教育令発布後数日にして、さきの文部省達第8号が出されたにすぎない。然し此の教育令(再改正)は発布後僅か8か月にして小学校令の制定によって効力を失うに至るのである。従って受益者負担の原則・授業料負担は、森文相の経済主義・合理主義による文教政策が特に強く打ち出されたものといえるのである。

このような重要な意味をもつ小学校令が公布されて早くも三日後、地方では小学校経費について論議をよび起し、19年4月13日から4回にわたって、信濃毎日新聞は(以上信毎という)「三学校及び諸学校通則を読む」の社説を掲げ、特に小学校経費について

第六條第七條及び第八條ハ小学校経済ニ関スル手續キニシテ吾人ノ最モ注目スベキ所トス……第八條ニ至リテハ授業料及寄附金ヲ以テ小学校費ヲ支辨シ能ハサル場合ニ限リテ区町村会ノ議決ニヨリ其不足ヲ補フベシトアリテ区町村費ヲ小学校ニ支出スルハ萬止ムヲ得ザル時ニノミ限

ル事トナセリ今之ヲ従来ノ制ニ比レバ恰モ主客其位置ヲ替タルカ如キ観ナキ事態ハザルナリ元来授業料ヲ以テ其校費ニ充ツヘキハ正当ノ事ニシテ区町村費ヲ以テ之ヲ支辨スルハ甚タ穩当ヲ欠キタル事ハ素ヨリナレハ今之ヲ改メタルモノナルヘシト雖モ實際ニ至リテハ到底授業料ヲ以テ一小学校ヲ維持スルハ甚タ至難ノ事トナス者ニ至難ト云フノミ止ラス恐ラクハ之ヲ以テ維持スル事ハ到底覺束ナカルヘシ又寄附金ノ如キハ先ツ頼ムベカラザルモノト断言スルモ亦敢テ不可ナカラン此ノ如クンバカテ従来ノ如ク其不足ヲ町村費ヨリ支辨スル事ナレバ其ノ結果ニ至リテハ同一ニ歸スルニ至ルベシ故ニ一ロニ之ヲ評スル時ハ小学校経費ノ順序ヲ更正シタルニ過キザルナリ<sup>16)</sup>

と論じている。ここで注目すべきことは、本来授業料をもって校費に充てる事は当然のことで、町村費をもって支辨する事は穩当を欠くことであるという点である。はたして論者は森有礼文部大臣と同じように、授業料負担を受益者負担としての「教育税(スクール、タキス)」として捉え、それは親の義務とし、子どもに与える教育への対価として考えていたのであろうか。しかし現実には授業料をもって一小学校を維持する事は至難中の至難のわざであることも百も承知していたのである。寄附金もあてにならぬことであれば、結局授業料か町村費かの問題は、従来の町村費か授業料かの如く「主客その位置」を替え、その「順序を更正」したものに過ぎない。而も授業料収入を主体として町村費はその不足を補う程度としても、凋衰し切った町村(農民)に於ては、現実には到底でき得ないことであつた。それに加えて、本小学校令が本年内から実施するとすれば、既に本年度町村費が町村会に於て決議され、授業料の不足を補助することを目的として決議したものではないので、町村会の決議は無効になりはしないか、或は、本令が20年度から実行すべきことなのか、と批判を加えている。この点は、後に問題となる点であつたが、文部当局は当面これらの問題を行政指導の形で、のりきろうと考えていた節がみられるのである。

更に同日の社説は小学簡易科について

土地ノ情況ニ依リ小学簡易科ヲ設ケテ小学科ニ代用スル事ヲ示サレシカ元來尋常小学ナルモノハ如何ナル程度ナルカヲ知ル事得ザレバ從ツテ簡易科モ亦其程度ヲ知ル事能ハス依テ今之ニ對スル意見ヲ開陳スルヲ得ザレドモ察スル所ニテハ山間ノ村落等ニ施行スルモノナルベシト信ス而シテ此ノ場合ニ於テハ別ニ授業料ヲ取メシメザル旨趣ナルガ本文ニ拋ルニ其經費ハ区町村費ヲ以テ支辨スベシトアリテ尋常小学校トハ其組織ヲ異ニセリ其第十六條ニ小学簡易科教員ノ俸給ハ地方税ヲ以テ補スルコトアルヲ示セリ於是吾輩ハ益々簡易小学科ヲ設クルハ寒村僻地ニ止ルヲ知レリ但地方税ヲ以テ小学校費ヲ補助スルハ本県ノ民情ニ適スルヤ否ヤニ至リテハ更ニ他日ヲ以テ論スル所アラシ<sup>17)</sup>

と述べているにすぎない。小学校令が公布されて1か月半も経った5月25日に文部省は小学校令第12条に基き「小学校の学科及其程度」を省令によって定め、これと日と同じくして訓令第1号をもって「小学簡易科要領」が定められたにすぎない。簡易小学の教員免許規則と教則が示されるのは同年11月の下旬であった。長野県の場合、簡易小学が前年計画された小学教場のように寒村僻地に多く設けられるであろうが、その補助を地方税をもってするのが、本県の民情に適するかどうかは他日にゆづるより他はないというのである。山間の村落、寒村僻地を多くもつ長野県に於て、どの位簡易小学の設置がみこまれるか、未だわからない段階に於ては当然のことであった。長野県は19年度中に簡易小学の設置をみていないし、文部省にも報告をしていない。

さて、このような簡易小学の問題をかかえて、小学校経費の問題は、授業料を主として町村費はその不足を補う程度にするか、或は従来通り町村費を主とするかの問題は、なお続く。19年10月になると「小学校教員に望む」という論説は、9月28日から5回にわたって掲載され、

明治6、7年ノ交ニハ教員其人ヲ得ザルニヨリ当局者ハ教員ヲ養成スルニ汲々タリシガ故自ラ教員ニ価格ヲ生シタルト同時ニ教員タランコトヲ

希望スルモノヲ多カラシメタリ望ヲ教員ニ繫ルモノ多シ而シテ之ヲ選択スルニ暇ナキニヨリ終ニハ薰香雜駁不適当ノ人物モ少カラザリシカドモ猶ホ當時ニ在リテハ其価格ハ未ダ下ラザリシ之レニ由リテ教員ナルモノヲシテ負誇心ヲ動カシメ自ラ其資格ヲ官員ノ地位ニ置キ小学校ヲシテノ官衛ト見做スカ如キ場合ヲ生スルニ至リタルコソ淺間布有様ナリキ既ニ教員ハ官吏ヲ以テ自ラ居ルノ風ヲ生シタルヨリシテ小学校費ハ日ニ益々増加セリ其ノ額ヲアグルニ教育費ノミニテ民費ト殆ント同額ノ金ヲ要スルニ至リタリ尤モ子弟ノ教育ハ父兄ノ義務ニシテ万免レ得ザル事ナレバ多額ナリトテ之が為メニ不服ヲ唱フルヲ得ス復タ世ノ売品ノ如ク価ノ多寡ヲ論スヘキモノニアラザレドモ目下人民生活ノ度ト其ノ受ケ得タル教育ノ価トヲ比較セハ吾輩密カニ其ノ価値ノ不廉ナリシヲ感スルナリ何ントナレハ前ニモ述ヘタル如ク教員ハ小学校ヲ以テノ官衛ト見做シテ時間ヲ測リテ出席シ時間終レバ退クノミニテ生徒ヲ教育スル心トテハナクシテ徒ラニ月給ヲ賃ルノミナリシカバ争デカ価値アル教育ヲ買取シ得ベケンヤ此弊タル独リ當時ニ在リテ見ル事ヲ得タルノミナラズ今日ニ至リテモ猶ホ痕跡ナキコト能ハザルハ復タ嘆息ノ至リナラズヤ<sup>18)</sup>

と、当時の官員風を吹かす教員の行方教育の価うちと、人民生活の度とを比較してみれば、いかに教員の価（給料）が高く、月給を貧る感があり、それが小学校経費を益々増加させていると痛烈な教員に対する批判をしている。この頃、特に校長、訓導、授業生に対する悪評が多く、19年5月の同紙の「雑報」には“校長の風評”“授業生の不品行”などが

更級郡の或る学校に奉職する校長某とやらは赴任ノ当座ハ大いに勉強せし故追々は教育も一進すべしと思ひの外昨今では教員授業生と共に飛んだ所へ通はれ自から教育にも之が影響を及ぼす故生徒の父兄たち不評を鳴らし居るとか又近頃に至り書籍購入の無尽と名くる会を發起し其の内容の如何と聞くに書籍の買入れは有名無実にして或方への借財を払はんが為めなりと寄書



ありしが信義は如何にや<sup>19)</sup>

と報ぜられ、このように雑報にとりあげられる“投書”が随処にみられる。

ところが、一方では同じ雑報には毎日のように“貧苦迫る”“貧民救済の策”などが報じられ、

農民の惨状は去る十四年以降の水害と例の不景気にて困難するもの多々なり甚だしきは一日三飯は扱て置き一度の粥も啜れぬより首に袋を掛けて慣し郷里を出んとするあり猶を此の他に記すべきこと往々あれど追々報道せんとの寄書ありき<sup>20)</sup>

と「南佐久郡豊里近況」は報じ、下伊那郡飯田町は“貧民の惨状”を

同町も例の不景気にて貧民の糊口に迷ふもの日に加わり之がため夜分になると数ヶ所の穀屋へ沓銭の金もちて麦或ひは米の搗碎等を買ひに行くもの至って多く又豆腐屋の如きも豆腐はいつも売れ残りになるも、きらすは残りし事なしと云ふ甚だしきは其のきらすさへ買ふ事のならぬもの住々あるよし<sup>21)</sup>

と雑報に報じ、その翌日は“貧民蘇息す”の状態を

南安曇郡の穀落は昨年来の不景気より追々貧民を増し目下の惨状見るに忍びざる所より各村の戸長は拳って言合せ各自の部下にて有富なる者を論説し金穀若干を出さしめ是を一時貧民の救助に充て各々を其業に就かしめたれば先つ今日は路傍に立つものはなしと云ふ<sup>22)</sup>

と報じている。しかしなかには北安曇郡広津村のように“貧民救済の策”として

同村に貧民多くして目下切迫の模様なる故棄置かたしとして村内の有志者と謀り松本なる山崎庄三氏より糶三百俵を借り受け村内の貧民に貸与し収獲の時に辨済するよし青苗の法は世人の忌み嫌ふ処なるが斯くせでは目下の急を救ふこと

能はざることなれば萬止むを得ざることなるべしと思わる併し得失もあることならん之にならふ人は注意あるべきこと<sup>23)</sup>

と報じているが、“貧民救済の策”としての“青苗の法”は、世の人の最も嫌うところであるが、目下の急を救うには、止むに止まれぬ策であった。しかしその結果は貧民にとって

本郡上駒沢村の金児竹松は夫婦の中に惣領おまつ（十四年）を頭に四人の子供あり至って貧しき暮しなるが打ち続く不景気に今は三度の食事も差支える程なれば夫婦相談の上娘お松を娼妓なして前借金を資本に一商売を始めんと夫よりお松に熟々説聞かせたるにお松も聞分けよく両親のためなれば何様な苦勞も厭ひませんと子供心にも両親の辛苦を察して覚悟せし殊勝なる心志に親恥しと思ひしが然りとて思い止まるべきにあらねば夫より鶴賀の遊廓文明楼に……<sup>24)</sup>

と報じているように、子供を前借金をあてに、“身売り”せざるを得ない結果になるのは目にみえたことであった。

14年以來の慢性的經濟不況は18、9年にピークに達し、このような“貧民の惨状”のなかで、教員への風当りは強く、揚句の果ては“教員の不品行”と、その待遇条件には痛烈な批判を寄せるのも当然のことであった。こういう批判に対して学校（教員）側も

本郡（上高井郡）東條村外九ヶ村学区内なる西條学校にても諸官衛にならひ此の程より煎茶及び煙草の火等を廃して白湯マッチに改めたるよし<sup>25)</sup>

と官庁に歩調を合せて学校経費の節約を図るところもあった。然し論説「小学校教員ニ望ム 第三」では

小学教員ハ官吏ヲ以テ自ラ居ルカ如キ弊習ヲ存スト雖モ教育令施行中ニアリテハ此ノ二事ノミニテ閉校スル程ノ害モナカリシカドモ今ヨリソテモ猶ヲ其習ヲ存スル於テハ到底小学校ヲ維

持スルコト能ハザルカ如キ場合ニ迫ランモ知ルベカラザルナリ……<sup>26)</sup>

と論じ、教育令当時は小学校経費は町村費をもって支辨することを正則として、授業料はその補助に充てるにすぎなかったものが、小学校令になって、授業料をもって校費を支辨することを正則として町村費はその不足を補うこととなったが、今日の民情と人民生活の度とから考えて、果して授業料をもって小学校経費を支辨しうべき時といえようかと、再び「授業料か町村費か」その主客の問題に言及し

何ントナレバ是迄ノ習慣モアリ殊ニ今日ノ時態ニテハ校費ヲ支フヘキ程ノ授業料ヲ各生徒ガ負担スルニ堪ル杯ハ思モ寄ラザル有様ナレバナリ故ニ苟クモ小学教育ヲシテ却歩セシメザラントスルニハ頓テ町村費ヲ以テ校費ヲ支辨シ成ル可リ授業料ヲ多ク課セザランコトニ注意セザルベカラズ<sup>27)</sup>

校費を支えるだけの授業料を人民が負担することは思いもよらぬことで、従って授業料支辨が校費のうち町村費より少ないとしても、

授業料ヲ以テ其幾分ヲ支エザルベカラストノ制限ナキ上ハ多少ニ拘ラズ授業料ヲ取ムルトキハ法律上直チニ反則ト言フ事能ハザレバナリ<sup>28)</sup>

と法律違反でない論じている。此の段階において、文部省は行政指導の形で、この問題の進行を見守っていたといえよう。このことは、19年以降“町村費補助”の解釈と「町村費ノ補助ハ授業料ノ全額ヨリ超過スルヲ得ズ」の問題として論議される点であった。

こうして小学校経費の支辨は“町村費か授業料か”の問題について地域の新聞で大きくあつかわれ、5日間にわたる「小学校教員に望む」社説は、終局において、

俗ニ云フ教育費ハ出シ吝シミヲナスト云フガ如キ観相アルハ豈ニ小学教育ノ価値ニ対シテ未ダ満足セザル所ニ由ルニアラズヤ今一步進テ何故

ニ小学校教育ニ価値ナキカノ感ヲ人民ニ懐カシムルヤト云フニ教育ノ価値ノナキニハアラズ教員自ラ価値ヲ添ザルニ由ルモノト云ハザルベカラス凡ソ教育ナルモノハ生徒ノ福利ヲ増進スルカ為メノ訓練ナレハ古人ハ一字ヲ以テ千金ノ価値アルモノト論シタル程ノモノナレバ素ヨリ価ヲ論スベキモノニハアラサレドモ彼レ教員ナルモノハ俸給ヲ得ソカ為メニ定期ノ時間内文字ヲ教授スルト云フカ如キ姿ニテ生徒ヲ教授スルトキニハ人民モ亦定期ノ時間内ハ子弟ヲシテ文字ヲ買ハシメンカ為メニ小学校費ヲ払フト云フノ感ヲ起スニ至ラン教育ハ豈ニ此ノ如キモノナランヤ抑モ教員ノ任スル所ハ生徒畢生間ノ幸福ヲ増進スルニ在リテ其生徒ノ福利ハ取モ直サス教員ガ之ヲ与フルモノナリト云フ程ノ関係ヲ有スル事故其身ヲ生徒ノ心裡ニ置キ心ヲ生徒ノ脳中ニ注クヘシ……<sup>29)</sup>

と、今様にいえば、サラリーマン根性にとっぷりつかった教員であっては、生徒生涯の幸福を願う教育はできない。心と心とのコミュニケーションこそ大切であると論じ、ついに最終論説では、

教員其人ヲ得タル学校ノ盛大ニ赴キ不適当ノ教員ヲ以テ任ジタル学校ノ衰退ニ赴リコトハ争フヘカカラサル实例アリ吾輩読者諸君ノ共ニ見ル所ナリ……

寒村僻地ノ未開地ニ在リテスラ村社ノ祭典ニハ児ノ為メニ新衣ヲ調シテ児ノ善ヲ買ハントス……実ニ其児ノ哀求ニ依ルナリ然ラハ則チ児ノ哀求ハ官庁ノ督促ヨリモ父母タルモノニ取リテハ感覚ノ切ナルヲ知ルヘキノミ故ニ児童ニシテ能ク教員ヲ仰慕スルニ於テハ父母タルモノ如何ソゾ校費ノ支辨ニ異議ヲ容レンヤ故ニ理事者ノ良否風俗人情ノ如何ハ之ヲ第二段ニ置キ教員其人ヲ得ルト否トヲ以テ其ノ第一段トナサントスルモ亦決シテ不当ノ論ニアラサルハ信シテ疑ハサルナリ<sup>30)</sup>

と、教員の教育者としての自覚を促して、この5回にわたる論説は終っている。

町村費の削減、町村教育費の節約、小学校経費の問題、そして“町村教育費か授業料か”の問題

は、人民の生活度の問題如何を問わず何等かの手を打たなければならなかった。こういう時に町村費のみの支辨による(教員給料は地方税による)簡易小学設置は、はたして有効な手段となったのだろうか。19年8月信毎の雑報は、“開智学校の維持法”を掲載し、

今日改正の規則により実施する生徒の授業料及び折半の協議費補助にては維持し能はざるのみならず又た寄附金としても急に調達する事ならねば此に一大改革を行ふの費用を減ずる策をめぐらさざべからずとの考えより市中二三の人々は是非とも良教員を挙げ衆多の生徒を受け持たしめ務めて冗費を減し今の費額の三分の二を以て充分たらしむべからずと専ら主張するとか云々<sup>31)</sup>

県下最古にして盛大を誇る開智学校も、小学校費の問題は頭痛の種となっており、先ず人員の削減を考え、その代りに優秀な教員を雇入れて、できる限り多くの生徒を受け持たせて効果をあげようという主張が市中の声として出てきたというのである。まさに苦肉の策であった。これとは反対に実力のない給与の安い授業生を多く雇入れて学校費の節約を図るといふように徹底した合理化によって、この危機をのり切ろうとした町村も多かった。明治19年における長野県公立小学校の授業生の数は3,946人で、隣県新潟の2,926人より多く、全国トップであった。授業生の多いということは、正教員(長野県は648人、新潟県は1,138人)の数と対比して、どちらが教育熱心の県ということも出来ようか、一方開智小学の例のように教育条件の劣悪化を招くおそれもあり、財政面から合理化対策をとらざるをえなかったともいえる。

このような状況下において、町村費をもって支辨され、授業料もとらない簡易小学とは、どのような学校として、地域住民の眼にとらえられていたのであろうか。

## 注

- 1) 内閣文庫所蔵 元老院会議筆記 明治18.7.24
- 2) 文部省第13報 新潟県年報 283～284頁
- 3) 前掲書 291頁 291頁
- 4) 前掲書 長野県年報 226頁
- 5) 長野県教育史 第10巻 史料編4、137
- 6) 前掲書 第9巻 史料編3、357 342頁
- 7) 明治以降教育制度発達史 第2巻 250～251頁
- 8)～12) 長野県教育史 第10巻 史料編4、253、その5
- 13) 前掲書 史料編4、261
- 14) 明治以降教育制度発達史 第3巻 37～38頁
- 15) 森 有礼全集 第1巻 奥羽六県学事巡視中ノ演説 652頁
- 16) 信濃毎日新聞(以下信毎という)社説 明治19.4.14号
- 17) 前掲紙 社説
- 18) 前掲紙 社説 明治19.9.28号
- 19) 前掲紙 雑報 明治19.5.25号
- 20) 前掲紙 雑報 明治19.4.28号
- 21) 前掲紙 雑報 明治19.5.4号
- 22) 前掲紙 雑報 明治19.5.5号
- 23) 前掲紙 雑報 明治19.5.26号
- 24) 前掲紙 雑報 明治19.5.26号
- 25) 前掲紙 雑報 明治19.5.28号
- 26)～28) 前掲紙 社説其三 明治19.9.30号
- 29) 前掲紙 社説其四 明治19.10.1号
- 30) 前掲紙 社説其五 明治19.10.2号
- 31) 前掲紙 雑報 明治19.8.6号